

第57回 地方分権改革有識者会議
第162回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：令和6年1月24日（水）13:00～14:00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕市川晃座長、高橋滋座長代理、伊藤正次議員、大橋真由美議員、後藤玲子議員、勢一智子議員、沼尾波子議員、三木正夫議員、宮田秀利議員、村木美貴議員、山下良則議員、湯崎英彦議員

〔提案募集検討専門部会〕

大橋洋一部会長、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

（勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕自見はなこ内閣府特命担当大臣、工藤彰三内閣府副大臣、田和宏内閣府事務次官、井上裕之内閣府審議官、恩田馨内閣府地方分権改革推進室長、田中昇治内閣府地方分権改革推進室参事官

議題：

（1）令和6年の提案募集方式の実施について

（2）その他

（市川座長）お時間となりましたので始めさせていただきます。ただ今から、第57回地方分権改革有識者会議と第162回提案募集検討専門部会の合同会議を開催いたします。

議員の先生方及び構成員の皆様には、元日に発生いたしました能登半島地震への御対応等も始めとして非常に御多忙の中、御参集いただきましたことを深く感謝申し上げます。

本日は、御多忙の中、自見大臣に御臨席いただきおり、御挨拶をいただく予定です。

工藤副大臣におかれましては、後ほど御出席いただくこととなっております。

なお、有識者会議の谷口議員は所用のため御欠席となっております。

また、湯崎議員から資料の提出がありましたので、参考資料としてお配りしております。

初めに、昨年11月に御就任いただきました宮田議員に一言御挨拶いただきます。お願ひいたします。

（宮田議員）福島県塙町長の宮田秀利と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

（市川座長）宮田議員、ありがとうございました。

それでは、自見大臣から御挨拶いただきます。

（自見内閣府特命担当大臣）着座のままで失礼いたします。大変日頃からお世話になっております。内閣府特命担当大臣を拝命しております自見はなこでございます。

本日は、市川座長を始めとした各議員・構成員の皆様におかれましては、日頃から地方分権改革の推進に御尽力を賜りまして誠にありがとうございます。また、それぞれの皆様には大変精力的にお取り組みいただきましたこと、御礼を申し上げたいと思います。

まず冒頭でございますが、今年の元旦1月1日に発生いたしました能登半島を襲いました地震によりまして多くの方々がお亡くなりになられまして、また、今なお大変厳しい避難所での生活を余儀なくされております。改めて被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

また現在、政府を挙げて、あるいは地方自治体・関係団体の皆様を挙げて、みんなが一丸となって復興・復旧、また、引き続き捜索活動に取り組んでいただいているところでございますが、私としても所管の各事業におきまして、引き続き今回被災に遭われた方々に寄り添った柔軟な対応を心掛けていきたいと思っております。

さて、昨年11月でございますが、この会議で御了承いただきました対応方針、ありがとうございました。無事に12月22日に地方分権改革推進本部及び閣議で決定させていただきまして、地方から寄せられた支障の解消につながるような対応を図ることができました。皆様の御尽力に重ねて感謝を申し上げたいと思います。これに基づきまして、第14次地方分権一括法案を今国会に提出する予定でございます。この法案の早期成立を含めまして、早急に改善が図られますよう、引き続き努力をしてまいりたいと存じます。

また、本日でございますが、令和6年の提案募集の実施について御議論をいただく予定でございます。今年の提案募集では、特にデジタル行財政改革の取組とも連携しつつ、デジタル化について幅広く御提案を募集する方向で取り組んでいきたいと考えておりますので、どうか活発な御議論をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

(市川座長) ありがとうございました。

自見大臣におかれましては、公務のためここで御退出されます。

(自見内閣府特命担当大臣退室)

(市川座長) それでは、本日の議事に入ります。

議事1の令和6年の提案募集方式の実施について、事務局から御説明をお願いいたします。

(田中参事官) 参事官の田中でございます。

まず、令和6年の提案募集の前に、令和5年に募集させていただきました地方からの提案等への対応に関してでございますが、先ほど自見大臣の方からお話をございましたように、昨年11月の有識者会議・専門部会合同会議で御了承いただきました対応方針案につきましては、おかげさまで先月12月22日に閣議決定をさせていただいたところでございます。改めて御礼申し上げます。

対応方針のうち、法律上の手当を要する事項について束ねた、いわゆる地方分権一括

法案、第14次の一括法案ということになりますが、次期通常国会に提出すべく、例年どおり作業を進めてございます。本日は調整中でございますので資料として御提示はできてございませんが、整い次第、各議員・構成員の皆様方に改めて情報提供をさせていただきたいと考えてございますので、御承知のほどお願ひいたします。

それでは、議事1の令和6年の提案募集の方針につきまして、資料1などを用いて御説明を差し上げたいと思います。

内容でございますが、主にスケジュールの関係と毎年設定してございます重点テーマについて、本年はデジタル化を設定させていただきたいということでございます。

資料1の1ページ、令和6年の提案募集のスケジュールの案を記載させていただいてございます。本日の1月24日と書かれているのは御覧いただけるかと思いますが、本日の会議にて御了承を頂いた後、直ちに提案募集の受付と事前相談の方を開始させていただくことを考えてございます。昨年に比べまして開始の時期を1か月ほど前倒しさせていただいているということでございます。その上で、デジタル化に関するものとデジタル化以外に関するものにつきまして、それぞれ記載のように3月6日と4月12日まで、できる限りの事前相談に対応してまいりたいと考えてございます。

本提案につきましては、デジタル化に関するものが4月5日、その他の提案が5月10日までという受付とさせていただきたいと考えてございます。

本年は従来と異なりまして、重点募集テーマでございます、デジタル化に関するものと、その他のものとで提案の受付の期間を異ならせる取扱いへと変更させていただいているところでございますが、重点募集テーマのデジタル化に関連する提案につきましては、デジタル行財政改革の取組と必要な連携・調整を図るという観点から、デジタル化以外の提案とで異なる締切りの期日とさせていただいているものでございます。

また、提案受付の後に実施させていただきます、例年行ってございます、追加共同提案の意向調査などにつきましても、記載のとおり、デジタル化に関連する提案、その他の提案のいずれにおきましても行ってまいりたいと考えてございます。

その後は、おおむね昨年どおりのスケジュールになりますが、記載のとおり、6月下旬に地方分権改革有識者会議・専門部会の合同会議にて重点事項を御決定していただき、その後、専門部会で関係府省からの第1次のヒアリングをお願いしたいと考えてございます。

8月の上旬には、もう一度この合同会議を開かせていただき、関係府省からの第1次の回答やヒアリングの状況等を報告させていただき、その後、9月中旬には専門部会において関係府省からの第2次ヒアリングをお願いしたいと考えてございます。なお、この第2次ヒアリング実施の時期につきましては、関係府省において概算要求も踏まえた検討がより可能となりますよう、昨年の場合よりも1週間程度後ろ倒しとさせていただいているということでございます。

第2次ヒアリングの後、私ども事務局の方で関係府省と詰めの協議を行わせていただ

き、11月中下旬の合同会議にて対応方針案を御了承いただいた後、12月中下旬に閣議決定という形で進めさせていただくようお願いしたいと考えてございます。

ただ今申し上げました内容を図示したものが参考資料1になります。御覧いただけますとおり、上の段が令和5年のスケジュール、下の段が令和6年のスケジュールの案ということでございまして、今、御説明いたしましたように、昨年に比べまして募集の開始が1か月ほど早くなっている点と、重点募集テーマのデジタル化とその他の提案について募集の締切りが異なっている点が主な変更点ということでございます。本年のスケジュールにつきましては、このように考えているところでございます。

もう一つ、重点募集テーマについてでございますが、お戻りいただきまして、資料1の2ページ、令和6年の重点募集テーマにつきましては、先ほど冒頭でも御説明を差し上げましたようにデジタル化を考えてございます。御案内のように、近年デジタル化に関する御提案を多く地方から頂戴していますことや、参考資料4で付けてございますが、デジタル行財政改革の中間取りまとめ案についての抜粋に赤で下線を引いておりますように、デジタル行財政改革会議においても提案募集方式と連携して地方の声を反映させながら、デジタル基盤の構築等を推進していくことが検討されているといったことも踏まえまして、デジタル化について設定させていただきたいと考えているところでございます。

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によりまして住民へのサービス向上や手続負担の軽減、また、地方公共団体の業務の効率化や高度化に資するものでございまして、地方分権の効果が地方公共団体にとどまらず、広く国民の皆様に実感していただけるような御提案を頂戴できるのではないかと期待をしているところでございます。

資料にもございますように、提案する地方公共団体に具体的なイメージを持っていただくために、提案の視点の例を挙げているところでございます。提案の視点の例といたしましては（1）で住民へのサービスの向上、負担軽減を図るもの、2ページにも記載してございますが、例えば手続の関係でのアナログ規制やシステム等の環境の整備、また、行政サービスの効率化・高度化につながりそうなものなど、また、3ページで（2）といたしまして、地方公共団体の業務の効率化・高度化を図るものとすることで①や②などを示しているところでございます。明確にこうやって（1）と（2）と区分けできない部分が多少あることは御容赦いただければと思いますが、一応こういう形で地方公共団体にも周知を図っていきたいと考えてございます。

また、資料の2～3ページの明朝体で書かれているところにありますように、近年の御提案いただいた具体的な事例を参考としてお示しをしているということでございます。なお、3ページの下の※の一つ目に記載をしてございますように、こうした提案の視点の例にかかわらず、これ以外にも地方分権に資する提案を広く受け付けていきたいと考えているということでございます。重点募集テーマか否かにかかわらず、自由な提案を

広く受け付けていきたいということが当てはまると考えてございますが、例えば従来からこの会議において御審議いただいたまいりました計画策定等については、御案内のように昨年3月にナビゲーション・ガイドを閣議決定してから実質的に最初の提案募集の機会となりますので、地方への説明会などにおいてしっかりと周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

最後に4ページ、提案募集の充実を図る取組を記載しているところでございます。提案を更に頂けますように、例年どおりウェブ会議システムを活用した研修の実施ですか、事例集・ハンドブックなどの資料を周知させていただき、自治体での提案の検討を後押ししていきたいと考えてございます。

また、令和6年の提案募集の周知のため、全国説明会も実施させていただく予定でございます。この詳細の日程につきましては参考資料2としてお付けをしているところでございます。

また、重点募集テーマにつきましては、参考資料3として添付させていただいておりますような広報用の素材資料なども用いて広く周知するとともに、地方六団体などを通じまして、積極的な提案を呼びかけてまいりたいと考えてございます。

このほか、三つ目の○にございますように、効果的な追加共同提案の推進等を図るために、事前相談の情報を地方公共団体等に提供する予定でございます。

また、四つ目の○にございますように、提案様式の見直しを図ることとしてございます。

令和6年の提案募集の方針に関する御説明としては以上でございますが、最後に参考資料5と6について簡単に御説明を差し上げたいと思います。

まず、参考資料5でございますが、令和6年の地方支援の取組予定をまとめたものでございます。このページの一番下の④について御紹介を差し上げたいと思います。地方分権改革シンポジウムを本年3月14日にオンラインにて開催させていただく予定でございます。概要は2ページ目のとおりでございますが、自見大臣による挨拶の後、市川座長にも御講演いただく予定などと考えてございます。

次に、参考資料6でございますが、事務局でございます地方分権改革推進室の体制についてでございます。現在63名体制でございますが、そのうち30名が地方公共団体から派遣されている職員となってございます。具体的な派遣の自治体は、この図に記載のとおりでございます。

以上が私からの御説明になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、今、御説明いただきましたことに対しまして、御意見や御質問、あるいは御発言いただける方にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、宮田議員、お願ひいたします。

(宮田議員) それでは、簡単にお話をさせていただきます。

デジタル化を重点募集のテーマとして提案募集を行うことについて異議はありません。住民の負担軽減や業務効率化を図る上では、デジタルの活用を前提とした制度への見直しが必要あります。事務局におかれましては、事前相談から提案の作成、そして、ヒアリングまで、提案団体のサポートをしっかりとお願ひしたいと思うところあります。

以上であります。

(市川座長) 貴重な御意見をありがとうございます。

ほかに何か御意見・御質問等は、ございますでしょうか。

三木議員、よろしくお願ひします。

(三木議員) 全国市長会の代表の須坂市長の三木正夫であります。

今、お話がありましたように、デジタル化を取り上げていただくのは大変ありがたいと思っております。と申しますのは、マイナンバーに関してかなり誤解がございまして、マイナンバー自身が安全だということなのですけれども、そういうことも含めて、デジタル化を進めて、また、マイナンバーを活用していただく、そうすることによって国民の皆さんの理解が進むと思いますので、私はこういう形で重点テーマでデジタル化を取り上げていただいたことは、非常にありがたく思っております。

それから、様々な形で提案募集がされるわけでありますけれども、また、提案募集した状況についてバックしていただくということでありますので、これも大変ありがたいと思っております。長野県の場合には、いい提案があれば、県と市が連携いたしまして共同提案になるというようなこともやっておりますので、この追加共同提案の意向等につきまして出していただくのも非常にありがたいことだなと思っております。

それから、座長さんを始め、講演会を開催していただくということでありますけれども、これも大変ありがたく思っております。3月14日にオンラインで地方分権改革シンポジウムを開催していただくということでありますので、これも市民の方も含めて、規制緩和、分権につきまして考える機会になりますので、私どもとすれば、市議会だとか熱心な市民の人に声をかけて、できるだけ多くの方が参加できるようにしていきたいと思っています。

こういう形で、様々な方向付けをしていただきましたことに対しまして、感謝を申し上げます。ありがとうございました。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、湯崎議員、お願ひいたします。

(湯崎議員) 私の方から参考資料7というのを配布させていただいておりますので、それも御覧いただきながらお聴きいただければと思います。

まず、令和6年の提案募集方式ですけれども、全国知事会で国が一括処理した方が効率的な事務という点と、それから、従うべき基準について課題の抽出アンケートを行っております。詳細は参考資料で配布させていただいておりますので御覧いただきたいの

ですけれども、デジタル化に関して言いますと、コロナ禍での給付金に係る事務のように国で一括した方が効率的な事務もありますし、そういったことに関する意見をたくさん頂いておるところでございます。といった観点も踏まえて議論いただければと考えているところでございます。

それから、私どももこの提案募集方式は大変重要なプロセスだと考えておりまして、特に専門部会の先生方におかれでは、あるいは事務局の皆様におかれでは、非常に緻密な検討と取組をしていただいていることに心から敬意と感謝を表したいと思っております。

一方で、前回も発言させていただいたところですけれども、国と地方の抜本的な役割分担についても見直しが必要ではないかということを我々も引き続き強く思っておりまして、それについて発言をさせていただきたいと思います。特に国による過剰な関与の例を基に発言をさせていただきたいと思います。

1点目、アンケートにもございますように、従うべき基準について地域の実態に合っていないという意見がたくさん寄せられております。国が全国一律の基準を定める施策であれば、本来、それは国が直接実施するべきではないかとも考えておりまして、逆に地方がやるべきであれば、地方の裁量を認めることが適切ではないか。つまり、そういう観点からいうと、従うべき基準そのものが存在する意味、意義を考えると疑問があるということあります。

2点目は、といった法令によらないコントロールもたくさんございまして、一つは事務連絡とか通達というような形で非常に多くやってまいります。今日、実は先ほど厚生労働省に行って申入れをしてきたところなのですが、事務連絡が厚生労働省から都道府県、あるいは市町村にありまして、医療機関に対する補助事業をこのようにやってくださいみたいな事務連絡が来まして、さらにそれをフォローアップという形で各自治体が事務連絡の取組について、どのように実際にやっているかということをホームページに公表すると、これは関係団体が見るので、それによって要するにいろいろな形のプレッシャーがかかるようにして、事実上強制をするというようなことをやられるわけであります。

実はこれは重点支援地方交付金の話なのですけれども、これは地域の実情に合わせて、使途とかその内容、あるいは金額を自由にできるものなのですが、こういった形でやるというのは、正に国と地方の対等・協力という関係の地方分権改革の理念に反するものではないかなと思っています。

もう一つは、予算の数字のコントロールがありまして、参考資料の一番後ろ、広島県の歳出構造を御覧いただけるのですが、これは一般財源ベースで書いています。本県は一般財源ベースで7560億円ほどの予算規模がございますけれども、このうち、配置基準が定められた人件費、例えば警察官とか教員、国の法令でこのように支出しなさいと義務的に決められているもの、これが大体9割を占めております。

逆に言うと、残り1割が広島県で自由に使えるものであるはずなのですが、実際には、例えば私学振興費、これは私立の高校だと、あるいは幼稚園だと、そういうふうなところに対する補助、あるいは公立病院の運営とか、準義務的な経費になっているわけですけれども、そういうものを除くと、更にその6割ほど、金額でいうと574億円ぐらいしかないということになります。7560億円のうち実際に使えるのは574億円です。

そういう意味で非常に少ないので、ここも結果としては補助金を活用して事業運営をしなければいけないというようなことになっておりまして、そういうことを通じて国の関与が非常にあるということになります。平成12年に地方分権一括法ができまして、国と地方は対等な関係となり、我々も大きく前進したとは思っておりますが、実態としては法令だとか事務連絡だとか、あるいは財源というような形で、よく箸の上げ下ろしと言われますけれども、コントロールが続いているのが現状であります。これは現場にいると本当に実感するところでございます。

それから、計画についても随分と前進をしていただきました。ナビゲーション・ガイドは我々もすばらしいものだと思っております。1年たったところなのですが、引き続き計画策定を義務付けるといったような法令改正の協議がたくさんあると思っております。

ちなみにその計画がどれくらい大変かと言いますと、本県、今年度健康福祉分野、これも厚生労働省の関連計画なのですけれども、計画の改定が10件ございました。それを統括するために専任の担当を3人置きまして、当然、各所管課、福祉から医療からいろいろありますので、各担当課にも担当者をもちろん配置しております。この計画改定のために、県庁の中の幹部会議だけでも113回、外部の有識者の会議も49回、合計でこの計画のページ数が1,000ページとなっておりまして、途中の会議資料が1万4,000ページということでございまして、もちろんこれだけではないわけです。ほかにもいっぱい計画を作っております。こういったことも関与としての過剰性の一つでもありますし、業務的にも非常に負荷がかかっているということあります。ナビゲーション・ガイドの実効性をしっかりと確保していく仕組みというのも引き続き議論をさせていただければと思っております。

もう1点、私の懸念があるところでございまして、実は今般の第33次の地方制度調査会の答申がありまして、その中で、国が地方公共団体に対して必要な指示ができる、これは包括的な条項になっております。つまり、個別法で指示ができるということがなくとも指示ができるという地方自治法の改正が予定をされております。これは閣議決定をしなければいけないとか、例外的だとは言われておるのですが、そもそも地方自治体に権限と責任がある事項について国が指示を出すという、これかなり特殊な例であります。これは対等という関係から考えると、相当なものだと思うのです。

これは逆を想定していただければ、すぐに御理解いただけると思うのですが、国から地方に指示をするというのは、例えば国と地方自治体の意見が違うときに指示が出ると

思うのですけれども、その場合に、全国知事会が決議をして、そうしたら、国に対して全国知事会が指示をすることができるというのと同じことなわけです。そういうことはあまり想定されないというか、そんなことは誰も考えないと思いますけれども、それぐらいのものであるということです。何が言いたいかといいますと、いろいろな形で国が地方をコントロールするとかコントロールしたいというのが、非常に強く現存しているということあります。

そういう観点から、改めてこの地方分権改革有識者会議においても、是非国と地方の役割分担について抜本的な見直しを議論していただきたいと考えておるところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、ほかに、ただ今の資料7の内容等も含めまして、何か御意見・御質問等がありましたら頂きたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

高橋座長代理、お願ひいたします。

(高橋座長代理) まず、本年度の方針でございます。デジタルの課題について、デジタル行財政改革会議やデジタル庁と連携して地方の声を吸い上げて作業を進めることは時宜にかなったことだろうと思っております。全面的に賛成させていただきたいと思います。特に参考資料4に、デジタル行財政改革会議の中間取りまとめの中において、デジタル共通基盤の取組を進める上で、内閣府の地方分権提案とも連携する、これを通じて地方の声を吸い上げる、と明記していただいたこととは、地方分権の観点からは大変ありがたいことあります。そういう意味で内閣府の皆様、特に地方分権改革推進室の事務局の皆様にはお礼を申し上げたいと思います。

住民との接点を持っている事務はほとんど地方公共団体が担っている現状がありまして、そういう意味でその事務をデジタル化にするに当たっては、担当当事者である地方の声を吸い上げながら取組を進めていくのは当然のことだろうと思っております。

更に申し上げますと、こういうデジタル技術を使う観点からは、ユーザーの使い勝手といいますか、ユーザーエクスペリエンスといいますけれども、それを尊重しながら進めていくのは極めて重要なことであると私は思っております。そういう意味では住民に身近な地方公共団体は、ユーザーである住民の声を一番吸い上げができる立場にある方であると思いますので、地方独自の立場を吸い上げるということとともに、身近にいるユーザーの方、住民の方の声をデジタル化の取組に反映させていく視点から、この取組を進めていただければありがたいと思います。

そういう意味で、デジタル庁との調整でありますとか、更に言うと住民の声の吸い上げとか、難しいこともあると思いますので、この辺は地方分権改革推進室の事務局の方にはたくさん御負担をかけると思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。これが第1点でございます。

第2点ですが、参考資料7に大変有意義なアンケートを実施して頂きました。例えば従うべき基準について、世の中の動きの中で内容が合っていないのではないかとの声が寄せられたであるとか、さらには国がデジタル技術を活用することによって一括処理した方が国民経済全体の観点から、それから、自治体の負担を軽減し、負担軽減された分をほかの事務に集中投入していく視点から、日本全国の行政スタイルの改善という意味では非常に重要なのではないかという御提案も頂戴した、と受け止めさせていただきました。

そういう意味で、知事会の方で具体的な項目があれば、知事会は提案団体で提案できる立場においてございますので、是非具体的な提案として今年度ぶつけていただければありがたいなと思います。そういう意味では知事会の事務局の方々には大変御負担をかけるかもしれません、内容を精査していただいた上で地方分権改革推進室とも相談していただいて、本年度の提案に結びつけることができる事項については、そういう方向で御検討いただければありがたい、ということをお願いしたいと思います。

私も地方分権においては全て自治体に権限を下ろせばいいとは思っておりません。世の中の動きの中で国が担うべき役割、強化すべきところもあれば、地方の役割をもっと強化すべき部分もあると考えております。そういう観点から見直しをしていくというのは極めて重要なことだと思いますので、是非関係の方々にはよろしくお願いしたいと思います。また、私も分権の提案募集検討専門部会の一員として、出てきた提案については真剣に取り組んで実現に向けて今年度も頑張っていきたいと思います。

以上でございます。

(市川座長) ありがとうございました。

大橋部会長、お願ひいたします。

(大橋部会長) 昨年からデジタル関連の提案が非常に増えてきました、ただ、それが出てきても、国の省庁からは、今はシステム改修中で時間がかかると言われて、なかなかうまくマッチングできなかったことがあります。しかも、現在ではデジタル庁という立派な役所がある一方で、こちらとどういう関係を取ったらいいのだろうかというところでちゅうちょがありました。

今回、そのところの連携を取っていただきたいということがありますので、活用して、自治体としてはデジタルの仕組みが1回できてしまい、同じような仕組みが複数並ぶと作業がたくさん生まれたり、市民にも不便だということになってしまふことは避けたいので、今、高橋座長代理もおっしゃいましたけれども、初めに作るときにユーザーの意見を入れて、きちんといいものを作るという視点は非常に大事なので、改革期に寄り添って、こちらから自治体の声を制度提案に入れていくといった関与をすることは非常に重要だという認識を持っております。

今回、提案募集を前倒しにしていただいて、しかも、デジタル庁と連携を取っていたいで、さらに、去年は予算の先行きが見えない段階での折衝で、非常に歯切れが悪い

ヒアリングになったのとは異なり、今年は予算のところも見越してできるということですでの、是非そういうような環境をいかして提案実現を進めていきたいと思います。そうしますと、自治体の負担軽減にもなるし、今回、市民への還元ということが一つのポイントにもなっていますので、デジタル化提案の実現を通じて市民の方の負担軽減もできるのではないかというような感想を持っております。

あと、計画行政の実態はナビゲーション・ガイドを作っても実際にすぐに変わるものではなくて、かなり根強い古い考え方がありますので、粘り強く取り組んでいきたい。また、従うべき基準との交渉は毎回やっているのですけれども、問題が二つあって、一つは非常に小さい自治体でマンパワーがないところにも全国一律の基準実現という無理をお願いすることとなり、さらにはすごく行政能力があるところについても待てといって護送船団方式のようにとどめてしまうなど、2方向に悪いところがある。

ですから、従うべきの基準を緩めることと同時に、考え方として、先ほど湯崎知事からもお話がありましたように、国として法令委任は政令や省令を用いてでもできるところをわざわざ自治体に法律で委任していることの意味は非常に重いのだろうと思いますので、その上でなお従うべき基準を課すことの意味ということも併せて問うような形でやっていきたいと思います。ただ、私どもの方は受け身の立場で、地方公共団体の方からいい提案が出れば出るほど、こちらも非常に元気が出るという関係にありますので、是非そういうグッドケースというか、地域に根差した市民に寄り添った提案をお願いしたいと思います。

(市川座長) ありがとうございました。

山下議員、お願ひいたします。

(山下議員) 皆さんおっしゃったように、まず、重点テーマについては、デジタル化はすごくタイミングがいいし、先ほど部会長がおっしゃったように、寄り添っていないと、後で決まってからという話は相当国全体の無駄も発生すると思うので、非常にタイミングのいい重点テーマかなと思って、デジタル化は大賛成ということございます。

二つ目は、私は住民参加の視点をできるだけ重視していただきたいという話を前からしていて、住民の要望とか意見がこの制度に結びつく、住民もやってくれているのだなという実感がある活動が大事だなという意味でいうと、今回、説明会も含めてシンポジウムの開催というのは非常に有意義なことだと思うのです。

そういう意味では、是非上手に実施していきたいということなのですが、その場を上手に使うという意味では、そのときに住民の方々の声を上手に拾い上げる努力、どうしてもこういうシンポジウムはお話ををして、こちらは満足しているのだけれども、聴いている方はそうでもないというのがうちの社内でも結構ありますので、どちらかというと、住民本位のシンポジウムをやるという意味でいうと、こちらが聴く耳を持つシンポジウムにして、こういう会議でもシェアをしていただければ、また次の機会への改善につながるかなと思いました。

最後、湯崎知事のおっしゃっている話はよく分かります。我々の持っているデジタルという変革ドライバーを活用して、いろいろな意味での事務処理の効率化をするというタイミングで、最後におっしゃっている地方と国の抜本的な役割を見直すというのは、非常に大事なところだと思うのですが、最後、9割ぐらいは国が決めた経費なのだという話は、ほかの自治体もそうであるとすると、一律ではなくて箸の上げ下げが上手な自治体と、まだまだうまく上げられていないではないかというところについて、細かくはできないですけれども、2段階ぐらいの評価をしてやっていかないと、一律でというと、先ほど部会長がおっしゃったとおり、そんなことというところと、レベルを上げていくと、それもできない自治体があるのかもしれませんと感じました。

いずれにしてもデジタルという変革ドライバーで国を変えていくというタイミングで、この会議でやることかどうか私は分からぬのですが、国と地方の抜本的な役割の見直しというかレビューをもうちょっと柔軟に進めていくことについては、非常に賛成でございます。

以上です。ありがとうございました。

(市川座長) ありがとうございました。

後藤議員、お願ひいたします。

(後藤議員) まず、事務局の方から御説明いただきました令和6年の提案募集方式の実施につきましては、ほかの議員の先生方からございましたように、デジタル化ということで重点化することに大きな意味があると思いますので期待しております。データドリブンとかエビデンスベーストが重要であるにもかかわらず、自治体によってはネットワーク強靭化の絡みでなかなかそれが難しいというようなことも聞いていますので、そういうことも含めて課題が可視化されて、より地方が創造的に様々な取組ができるようになることを期待しております。それが1点目でございます。

2点目は、正に今、山下議員からもお話のあったところで、湯崎知事からお示しいただいた参考資料7に関連して、従うべき基準は、私たちの立場としては受け身のところもあるけれども、知事会から御提案いただければというようなお話をあったかと思います。山下議員が注目された予算の部分、4ページの広島県の歳出構造は割と衝撃的な図で、国の関与がここまで大きいのかと改めて衝撃を受けました。

私は議員をさせていただいて1年経過しておりませんので、これから議論の進め方がどのような形になるのか具体に想像できていないところもございますけれども、新たに議員をさせていただく中で過去の議事録などを読ませていただいて、財源の在り方も含めて議論が必要ではないかとか、その辺りも含めた国と地方の役割分担の見直しということを議論する必要があるのではないかというような議論がこれまでの会議で何度もなされてきたことを過去の議事録を読んで確認することができました。

それにもかかわらず、今年度、そのような議論をすることにならなかつたのはなぜなのか、疑問に思うところがございます。所掌の関係もあるのかもしれませんけれども、

大変重要なテーマだと思いますので、ナビゲーション・ガイドの実効性をどう確保するかといった論点も大事だと思いますが、国の関与の在り方について、地方から提案を頂いて見直すというかたちだけではない議論があるとよいと思います。全て地方に分権することがよいことではないかもしませんけれども、一步踏み出した議論の仕方があるとよいのではないかと思います。

私の意見は以上になります。ありがとうございました。

(市川座長) ありがとうございました。

勢一部会長代理、お願ひいたします。

(勢一部会長代理) 私も今回御説明いただきました令和6年度の方針につきましては異存ございません。募集期間が長くなりますけれども、その分、デジタル関係の調整・連携をしていただけるというのは非常に前向きな議論ができることがありますので、自治体の方々、地方分権改革推進室の事務局に御負担をおかけしますけれども、是非よろしくお願ひしたいと思っております。

重点募集テーマがデジタル化ということで、これも毎年多くの提案を頂いていますけれども、正に喫緊の課題だと感じております。デジタル化はあらゆる分野の法制度に関わる可能性がございますので、そういう意味では、これまで議論しておりますと、国の府省の所管が異なる分野間とか法制度間で、デジタル化の状況の格差のようなものがあるように認識しております。そういう意味では、総合行政を担う自治体の目線から制度・手続の整合を踏まえたような御提案もお願いできたらと思っているところでございます。

また、計画策定につきましては、確かにナビゲーション・ガイド後、初の提案募集になります。この点につきましては湯崎知事から知事会として課題提起をしていただきました。ナビゲーション・ガイドの実効性を高めることをすべきである、正に御指摘のとおりだと思っています。そういう点でもデジタル化によって計画の在り方も大きく変わる局面に来ているところだと思いますので、計画策定の手続であるとか進捗管理をデジタル標準にしていくような目線での改革は必要であろうと思います。そういう点では、今回、知事会の委員会の方で把握されておられる具体的な問題などについて、是非とも御提案として国との議論の場に加えていただきたいと考えておりますので、御協力いただきますと非常にありがとうございます。

最後に1点、参考資料6を御紹介いただきまして、地方分権改革推進室に地方自治体から調査員が30名来ていただいていることを改めて確認させていただきました。確か提案募集が始まって間もない頃は、今の半分ぐらいの人員であったと記憶していますので、非常に充実した体制になっています。特に比較的小規模な団体からも職員さんを派遣してくださっておりますので、そういう意味では多様な地域の実情を理解する人材が分権室にいるというところ、これは非常にありがたいと思っています。是非自治体の皆様には小規模団体のユーザーの声も提案として寄せていただけるとありがたいと思ってお

ります。

以上です。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、沼尾議員、お願ひいたします。

(沼尾議員) 沼尾でございます。今日、出席が遅くなってしまって申し訳ありませんでした。前段の説明を聴けなかったところがあるので、もし、お話しいただいたら大変申し訳ないですけれども、提案募集について気になったところを1点申し上げたいと思います。

今回、デジタル化を重点募集テーマと掲げて、こうした形でデジタル庁などとも連携を取りながらやられることは大変意義深いことと思いながら話を伺いました。

ただ、参考資料3を拝見しまして、これを見て自治体の側が実際に応募しようかなと考えるときに、例えば、この住民サービスの向上や負担軽減を図り得る、あるいは効率化・高度化を図る上で今いろいろ制約になっているものがあって提案してみたい、だけれども、例えば、それをするとなると、一定のマンパワーが必要であるとか、追加的な財源が必要であるとか、そういった前提条件となる資源のところがどうなるか分からぬ中での提案ということに対する不安なども自治体の側ではお持ちになるのではないかと思います。

また、デジタルの問題は、ある意味で規制であるとか法制度の見直しなどで対応していく世界と、デジタル庁のITの現場の方ですと、正にアジャイルと言われているように、一緒に走りながら考えて作っていくという世界もある。そのように非常に先が見通せない中で提案募集という枠組みの中できっちり決めていく世界と、もう少しアジャイルというところの中に自治体の意見も入れながら仕組みを作っていくという世界と、正に分権型ということを考えるときに、二つのスキームを意識しておくことが必要なではないかなとも思った次第です。

その辺りのところも含めて、今後、説明会などをされながら、どのような形で提案をするかということに関しては、広くお伝えをしていかれると思うのですけれども、今、申し上げたような点に関して、具体的にどのような形での提案募集を求めていくのか、そこにはどのような可能性があるのかというところを丁寧にお伝えいただくことが大切だと思いました。

以上です。

(市川座長) ありがとうございました。

ほかに何か御意見・御質問も含めて、ございますでしょうか。

今までのところで事務局の方で何か補足できるところ、御説明していただけるところがあればお願いしたいと思います。

(恩田室長) 今、沼尾議員から言われた提案募集の関係、デジタルの関係でございますけれども、まずは私どもとしては、地方公共団体の方にいろいろなデジタル関係について

幅広く御提案を頂いて、例えば予算とかそういったことを気にせず、まずは事前相談を広く頂きたいと思っております。提案の中身については、おっしゃったように法制度の改正が必要なもの、そういうものについては、しっかりと私どもで詰めさせていただきまして、必要ならば法改正をお願いする、また、システムを作り込むということについては、複数年度時間がかかるわけでございます。ここではこういったシステムを作るということを対応方針で決めつつ、その後の動きにつきましては、デジタル関係府省とも十分に連携をさせていただいて、作り込みに関しても地方公共団体の意見がしっかりと反映できるような形、私どもは必要であれば地方公共団体と私どもが連携を図り、デジタルの構築についても地方の意見がしっかりと反映されるように進めていくようなことを考えたいと思っておるところでございます。

また、いろいろな御意見を頂戴いたしまして本当にありがとうございます。総論的な話につきましては、引き続きこの地方分権改革有識者会議の中でも御議論いただければと思っておるところでございます。また、提案募集については今回御了承いただければ、令和6年の提案募集が明日からスタートすることになりますので、できるだけ地方の方々からいろいろな御意見を頂きまして、その意見について改善をしていく。そういうことを積み重ねていくことが、國の方のシステムとか役割分担の今後の話についても変えるきっかけになるのではないかと思っております。引き続き提案募集に力を入れて頑張っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

簡単ですが、以上でございます。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、大橋構成員、お願いいいたします。

(大橋構成員) 1点だけ事務局に質問です。今回、重点募集テーマがデジタル化ということで、これはとても大事なお話ですので全く異存ないのですけれども、重点募集テーマとして、ほかにも候補があったのかどうか。提案募集の現在の仕組みにおいては重点事項の設定は非常に重要な位置付けを持っていて、どういったプロセスでこれが決まるかというのは大事かなと思っているのですけれども、ほかにも候補があったのかどうか、そこを教えていただいてもよろしいでしょうか。

(恩田室長) 重点募集テーマにつきましては、当然、社会情勢とか今の政府の動きも含めて、あとは毎年200～300件、御提案を地方から頂いておるところでございますので、そういう地方からの提案でどういったものが最近多いかというようなことを総合的に勘案して決めさせていただいているわけでございます。今回はスケジュールがデジタル化とそれ以外でずれてしまうこともございましたので、デジタル化というものを一本、重点テーマに絞って広報して、期日までに提案していただくということをした方が効果的ではないだろうかと考えて、重点テーマについてはデジタル化だけに絞ったところでございますので、ほかの候補は正直に言って考えてなかったところでございます。

(大橋構成員) ありがとうございました。

(市川座長) ありがとうございました。

ほかにはよろしいでしょうか。

本当に貴重な御意見をたくさん頂きました。ありがとうございました。目指しているところは、先ほどの意見もありましたけれども、住民の皆様、国民が安心安全で健康に暮らす豊かな国を作るためにどうするか。その中で、国の役割、地方の役割をどうするかということだと思います。今、ちょうどデジタルというものが大きく仕事の中身、やり方を変えるツールとして表に出てきたこともあります、デジタルを通じて国と地方との仕事のやり方も議論していこうということが、重点テーマとして挙げられていると私は理解しております。もちろん今回は募集期間が長いですから、その他のテーマについてもしっかり議論していきたいと思います。

いろいろと議論はたくさんあると思いますので、これからも続けていきたいと思いますけれども、具体的に問題・課題を示して、その解決を重ねていくこともこの地方分権改革有識者会議の重要な役割だと思っておりますので、是非事務局におかれましても、しっかり提案が出てくるように落とし込み等をお願いしたいと思います。

もし、ほかに御意見等がないようでしたら、皆さんの御意見も参考に必要な対応を行った上で、令和6年の提案募集の取組を推進させていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(議員首肯)

(市川座長) ありがとうございます。

次に、その他の事項で、何か事務局、あるいは議員の方から、何かございましたらお願ひいたします。

(田中参事官) 事務局の方は特にございません。

(市川座長) それでは、ほかにないようでしたら本日の議事は以上となりますので、最後に、御参加いただきました工藤副大臣の方から御挨拶いただきたいと思います。お願ひいたします。

(工藤内閣府副大臣) 御紹介いただきました副大臣の工藤彰三でございます。

各議員・構成員の先生方におかれましては御多忙のところ、本日も地方分権改革推進のために熱心に御議論いただき、誠にありがとうございました。

令和6年の提案募集については、本日頂いた御意見を踏まえて、デジタル化を重点募集テーマとして募集をかけて進めてまいりたいと考えております。

また、通常国会に提出予定の第14次地方分権一括法案については、制度改正や運用見直しを早急に進めるために、成立に向けてしっかりとサポートしてまいります。

引き続き地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立ちまして、皆様方の御意見を踏まえながら力強く改革を推進してまいりたいと考えております。

最後になりますが、若干でございますが遅参して大変申し訳ございません。デジタル化というのは、今いろいろなところで地方を回ったり、いろいろなところで御意見を賜

りました。地方の方がデジタル化を実は非常に望んでいるというのが実情であります。役場、行政の職員が少ない中で、多様なことをどうやってやるのか、そして、簡素化し、デジタルを使いながら利便性を高めたい、そういう意見も聞くところであります。

また、今年の正月に起きました今回の地震・災害等、私も様々な災害等を見てまいりましたけれども、デジタル化を進めたところでも、あのような被災をした場合は電源が確保できないと使えない、そして、電波も途絶えてしまった。これが現状であります。Wi-Fiを立ち上げてやったところでも使えない。こういうことも考えながら、しっかりと基盤づくりをして、そこに先生方の御意見を頂戴しながら、計画と予算を委ねていただいて進めるのが私なりの考え方だと思っております。

今日頂きました貴重な意見、今度は時間との闘いでありますので、募集を経て法改正が必要となった場合に、行政が速やかに遂行できるよう後押しするのが政治の仕事であります。また、先生方から御指導を賜りながら進めてまいりますことをお誓い申し上げ、御挨拶と代えさせていただきます。

今後とも先生方の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、以上で本日の合同会議を終了いたします。ありがとうございました。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)